

## 第 2 号議案

### 知事の専決処分に対する意見について

知事が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の規定により専決処分を行う教育委員会関係の事案について，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定によって知事から意見を求められたので，同意する旨回答することについて提案します。

平成 30 年 2 月 9 日

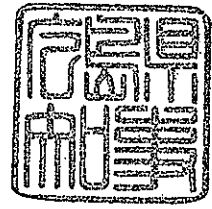
広島県教育委員会教育長 下 崎 邦 明

- 1 専決処分の内容  
車両損傷事故に係る損害賠償額の決定・・・・・・・・・・・・・・・・P1～2
  
- 2 根拠規定  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条  
（教育委員会の意見聴取）  
第 29 条 地方公共団体の長は，歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には，教育委員会の意見をきかなければならない。

平成30年1月23日

広島県教育委員会様

広島県知事



議案に対する意見聴取について

別紙のとおり、損害賠償の額を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分をする。

平成 年 月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 損害賠償額 90,800円

2 債 権 者